

八尾市中小企業地域経済振興基本条例(改正案)についての 市民意見提出制度の実施結果について

八尾市中小企業地域経済振興基本条例(改正案)を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、改正案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施いたしました。その結果及び提出された市民意見と、それに対する市の考え方を整理いたしました。なお、ご提出いただきましたご意見等は、趣旨を損なわないように要約させていただくとともに、同じ趣旨・内容のご意見につきましては、まとめて回答させていただいております。

(1) 意見募集期間

平成23年1月25日(火)～平成23年2月24日(木)

(2) 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
直接持参		
電子メール	5	20
FAX	2	11
郵便		
合計	7	31

提出意見一覧表

番号	条文	意見・提言	市の考え方
1	全般	<p>八尾市中小企業振興基本条例を市の第5次総合計画に沿うものとするのは、理念条例の後退になるのではないかと。</p> <p>今、必要なのは、深刻な経済情勢の中で、「振興条例」に基づく施策の前進と展開が必要なのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、八尾の産業集積を維持している多くの企業の技術・技能・品質などの承継と発展、商業の経営ノウハウなどの承継・発展などが必要な経済情勢であり、そのための施策の推進のために施策展開が必要となっても、条例改正を行えば、総合計画の範囲内でしか施策展開ができなくなるのではないかと。</p> <p>産業集積内の中小企業や商店街・小売市場などの減少に対する施策などが困難にならないかと考えます。</p> <p>今、必要なのは中小企業都市の維持・発展にふさわしい施策の展開が必要かと思えます。</p>	<p>本条例は、前条例制定以降の社会経済情勢や産業をとりまく環境の変化等により、今後の産業政策の方向性について新たな視点を追加したもので、市の第5次総合計画にも反映されています。</p> <p>市としては、今後とも条例の理念に基づき、社会経済情勢の変化や中小企業をとりまく環境の変化に対応した適切な産業施策を推進してまいりたいと考えております。</p>
2	全般	<p>住工混在の問題や少子高齢化問題など、地域住環境問題への対応が急速に求められています。</p> <p>もう少し踏み込んだ内容があってもよいのではないかと。</p>	<p>条例第4条に規定する基本的施策に今後取組むべき産業施策を掲げており、住工混在問題は(1)産業集積の基盤を強化するための施策、少子高齢化問題は(4)産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策として取組んでまいりたいと考えております。</p>
3	全般	<p>条例の見直しに関する規定(時期あるいは手順)が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>条例については経済状況や中小企業をとりまく環境の変化等様々な要因を考慮し、必要に応じて見直してまいりたいと考えております。</p>
4	全般	<p>条例を定期的に見直す(3年～5年をめぐりに)条項を設けるのはどうか。</p>	
5	前文	<p>住んでよかった町・住み続けたい町という言葉が基本条例によく出てくる言葉ですが、どうみても「絵に描いた餅」にしか過ぎないように思います。</p> <p>中央環状より西の地域に於いては、賑わいのある街には程遠い様に思います。竹濑・亀井地域の街は、八尾に向いてのアクセスがなく、子ども、高齢者にとっては大阪市に足を運ぶ事になります。</p> <p>地域経済の発展になかなかつながらない状況です。</p>	<p>八尾のまちが住みたいまち、住み続けたいまちであるためには、中小企業を中心とした産業の発展は欠かせません。</p> <p>本市では、条例第3条に規定する「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とする基本方針に基づき、それぞれの地域の特性に適した中小企業振興施策を推進して参りたいと考えております。</p>
6	前文	<p>前文が設けられ、中小企業の役割などが明確になったことは評価できる。</p> <p>八尾市の未来像を考える上で、まちづくりについて考え直す機会になればと思えます。</p>	<p>条例の理念・目的をより明確にするため、前文を制定いたしました。中小企業の発展は、本市のまちづくりに重要な役割を果たしていると考えております。</p>

番号	条文	意見・提言	市の考え方
7	前文	前文の中に「生きがい働きのいい」とあるが、抽象的・主観的で、個人の認識で異なる見解や表現ではなく、例えば福祉厚生の実質や技術・技能の承継発展など具体的な地域中小企業の振興につながる表現にすべきです。	中小企業の発展には、そこに働く人々が生きがいや働きがいを得ることが重要であると認識しております。
8	第1条	第1条に、「産業集積を維持し、その発展を促進するとともに、市民、事業者及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深めることによって」が追加されているが、目的は、理念条例の趣旨を謳うものであり、追加は必要ないと思います。	市民、事業者、市がそれぞれの立場及び役割について、相互理解を深めることは本条例制定目的の重要な要素の一つであると考えております。
9	第1条	旧条例では、「市の産業集積の維持発展を促進する」とあるが、改正案では「産業集積を維持し、その発展を促進する」となっている。 本市における産業集積は最大の財産であり、これを大事にするためには、旧条例の方が訴える力が強い。	産業集積を維持し、産業集積の発展を促進させることは重要であると認識しております。
10	第2条	(5)の事業者の定義は、(1)中小企業者(2)中小企業団体(3)大企業者等の定義で説明しているので不要。	条文に市民、市とともに事業者としての役割を規定しており、別途定義が必要となります。
11	第2条	○用語の整理 「市民、事業者、市」が、前文・目的・基本方針の順となっており、定義では、中小企業者・中小企業団体・大企業者等・市民・事業者の順となっており、とても違和感があります。本条例は「中小企業を軸とした地域経済の振興」のためのものであり、全文からは市と事業者が中核であり、そこに市民の協力も必要という関係性が読み取れます。すると前文は、「市、事業者そして市民」という位置づけが順当であり、定義もそこにあわせて、以下のように記載する方が分かりやすいと考えます。 (定義) 1. 事業者 中小事業者、中小企業団体、大企業者等をいう (1) 中小企業者 (2) 中小企業団体 (3) 大企業者等 2. 市民	条例の前文は、条例の目的及び理念を強調するために新たに設けたものであり、本条例の目的は中小企業の発展であり、その結果、まちの発展と市民生活の安定及び向上をもたらすことにあります。したがって主役はあくまでも事業者であり、市民であるため、前文において市を最初に位置づけることは条例の趣旨にそぐわないと思われます。 条例第2条における用語の定義における記載順については、ご意見を参考とさせていただきたいと思います。

番号	条文	意見・提言	市の考え方
12	第3条	<p>以前の条例に比べ、より具体的に、市民(経営者)・行政などがすべき義務などが明確化されたことは、評価できる内容になっていると思われます。</p> <p>しかしながら、前回の八尾市が全国でも先駆けて策定したこの条例を活かしきれなかったのではないかと。つまり「絵に描いた餅」状態だったのではないかと現在の八尾市の農・商・工の下降線を辿る現状を見て感じられます。</p> <p>条例を策定してからがスタートであり、策定して終りではないということを市役所の方々にはしっかり把握して頂きたいと強く感じています。</p> <p>今後とも、八尾市内の経営者の皆様と共に、条例に書かれている内容が、しっかり市役所で実践されておられるのかチェックし続けるとともに、自分自身・自社の経営を更に磨き、自己努力して八尾市の発展に寄与して参りたいと考えています。</p>	<p>条例は策定・改正した後、いかにその理念に基づいて様々な施策を実施していくかが重要であると認識しておりますとともに、多くの市民・事業者の方々に条例の内容を知っていただくことも必要であると考えております。</p> <p>本市といたしましては、条例第3条の基本方針に示されているとおり、中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、市民・事業者・市が一体となって中小企業振興のための施策を推進して参りたいと考えております。</p>
13	第4条	<p>基本的施策の(4)の中に、「雇用の促進」という文言を盛り込んで欲しいと思います。</p>	<p>本条例は、商工業を中心とした中小企業の振興を目的としたものであり、その中小企業の振興によって、結果的に雇用の促進につなげていきたいと考えております。なお、雇用対策についてはハローワーク等関係機関と連携のうえ、様々な就労支援対策に取り組んでいるところです。</p>
14	第4条(2)	<p>産業集積の高度化を推進するための施策から中小企業者の技術力、経営力等高度化を推進するための施策への改正では産業集積と全中小企業への支援から、一部の元気な企業への支援に変わるのではないかと。</p> <p>国内や外国にも販売できる高度な技術・技能・品質をもった企業育成も必要であるが、同時に八尾の産業集積を構成する多くの中小企業は大変厳しい状況にあり、その中小企業に対する支援策を強化すべきではないかと。</p>	<p>すべての中小企業者を対象に画一的な支援を行うのではなく、企業が自らの技術力や経営力を自主的に強化することができるよう個々の実情や水準を見極め、それぞれに応じた適切な支援を行っていく必要があると考えております。</p> <p>また、業種や市域の内外に関わらず、中小企業者間、中小企業と大学や公的研究機関などとの連携を支援・促進・強化することを通じ、事業活動の拡大、経営力・技術力の強化・革新等へつなげる施策を推進していかなければならないと考えております。</p>
15	第4条(3)	<p>産業集積のネットワークを強化するための施策から中小企業又は中小企業団体と他の事業者等との連携を促進するための施策への改正では、産業集積のネットワークを育成し、一部の実行可能な中小企業のための連携になるのではないかと。</p>	
16	第4条(2)(3)	<p>八尾市の産業集積は最大の財産であり、それは中小企業と零細企業が主要な構成をなしています。基本的施策の(2)(3)の文言から「産業集積」を抜くことは、一部の元気な企業へのかたよった支援になります。</p>	

番号	条文	意見・提言	市の考え方
17	第5条	<p>改正案は前案より人間味のある案になっていると思いますが、この案だけでは理念をかかげただけで実効性が伴わないような気がします。</p> <p>事業実施を行う所管課(産業政策課)及び責任者(市長)をしっかりと明記し、八尾市の地域経済の発展正しい方向性を見出し、実践していく事こそ、この条例が生きてくるものと思います。</p> <p>そして私たち中小企業と地域そして行政が一体となってこれを推し進めていかなければならないと思います。</p>	<p>本条例は理念条例ではありますが、条例第4条に掲げる今後実施すべき施策については、総合計画を基本に具体的な事業計画に基づき実施していくこととしています。</p> <p>具体的な産業施策については、行政主導ではなく、市民・事業者と行政の双方向によるコミュニケーションの場である産業振興会議からの提言に基づき、行政が施策を立案し、事業実施を行うものであり、今回の改正案では条例第9条において、その産業振興会議を位置づけしているところです。</p>
18	第5条	<p>第5条で旧条例にはあった「前条各号の施策を実現するにあたっては」が削除されているが、市の責務で行う範囲が狭くなるのではないか。</p>	<p>条例第4条で市が総合的に講ずべき基本的施策を位置づけているため、第5条の市の責務の範囲は明確であると考えます。</p>
19	第5条	<p>第5条で旧条例にはあった「前条各号の施策を実現するにあたっては」を削除すると市の責務が不明確になる。</p> <p>条例に基づく市としての施策推進の柱がなくなるのではないか。</p>	
20	第5条	<p>理念条例であり、実施条例ではないので、財政上の措置は必要ないのでは。</p>	<p>中小企業振興施策を実施していくために必要な予算措置に努めることは、市の責務であると考えております。</p>
21	第5条	<p>財政上の措置を入れるのは良い事です。</p>	
22	第6条	<p>中小企業者の努力規定に生きがいと働きがいという抽象的・主観的な内容を入れることは条例の趣旨に適さないのではないか。</p>	<p>従業員が生きがいと働きがいを得ることができるよう中小企業者が努力することは、自らの発展のために重要であると考えます。</p> <p>福利厚生については、雇用環境の充実という表現に含めております。</p>
23	第6条	<p>中小企業者の努力規定に旧条例では「福利厚生」となっているのが、改正案では「従業員が生きがいを得ることができる職場づくり」となっている。これでは企業の責任がなくなるのではないか。</p>	
24	第6条	<p>中小企業者等の努力規定に地域貢献と明記されているが、地域貢献と範囲の狭い貢献に限定しており、大幅な後退につながるのではないか。</p>	<p>中小企業の活動は、その所在する地域との信頼関係なくしては、成り立ちません。そのため、社会的責任を果たすことはもちろん、地域貢献への取組みが求められていると考えられます。</p> <p>ここでいう地域貢献とは、清掃活動などの狭義の活動ではなく、地域における雇用の拡大や自治組織との連携・協力等幅広い活動のことを示しています。</p>
25	第6条	<p>地域貢献では範囲の狭い貢献になるので、「社会的貢献に積極的に取り組む」にすべき。</p>	

番号	条文	意見・提言	市の考え方
26	第7条	旧条例にあった「市内産業にかかわる者は」を削除することは、市民にのみ理解を求めることになるのではないか。	旧条例では、企業に勤める従業員を「市内産業にかかわる者」として規定していましたが、改正案では条例第2条において、「市民」の定義を「市内に在住、在勤又は在学する者」として規定しております。
27	第7条	旧条例にあった「市内産業にかかわる者は」が削除されているが、市民と事業者が協力し合う必要があるのだからこの文言は入れておくべきです。	
28	第8条	大企業等々の努力規定に地域貢献が明記されているが、狭い範囲の努力になってしまい、条例の大きな後退につながるものと思います。商業集積では、地域の商店街や市民活動に地域で貢献することも必要である。	大企業等々の活動は、その所在する地域との信頼関係なくしては、成り立ちません。そのため、社会的責任を果たすことはもちろん、中小企業者とともに地域貢献への取組みが求められていると考えられます。 ここでいう地域貢献とは、清掃活動などの狭義の活動ではなく、地域における雇用の拡大や自治組織との連携・協力等幅広い活動のことを示しています。 なお、大企業等々には中小企業者等より一層の努力が求められると考えられます。
29	第8条	「大企業は社会的貢献に努める」という文言を入れるべきです。	
30	第9条	産業振興会議は、本条例の前に設置されたものであり、条例に会議の構成まで規定するのは問題である。 会議の設置のみ謳うのでよいのではないか。	産業振興会議が、基本条例制定以後の本市産業振興の推進に多大な成果をもたらしたことを踏まえ、今後とも産業振興会議から出された施策提言の実現をより適格に推し進めるために、条例に位置づけするものです。 条例には、会議設置の規定に必要な項目を明記しています。
31	第9条	産業振興会議は、本条例の前に設置されたものであり、条例に位置付けることによって、産業振興会議の役割が狭くなるのではないか。条例に明記するなら会議を行うことができるぐらいでよいのではと思います。	